

雪印乳業株式会社 C  
～実際の会見（7月1日）～

5

食中毒事件の対応で、A 社長が報道陣の前にはじめて姿を現したのは、2000 年 7 月 1 日の記者会見だった。

黄色ブドウ球菌

10 午後 3 時からの会見は、冒頭、A 社長が「深くお詫びします」と、居並んだ 6 人の幹部とともに深々と一礼して始まった。続けて、「製造工程の一部に汚染が見つかった」社長は厳しい表情でそう述べた。

15 大阪工場の「低脂肪乳」製造ラインのバルブ内に黄色ブドウ球菌が繁殖していたのだ。すでに 6 月 30 日に和歌山市衛生研究所が黄色ブドウ球菌の毒素産出遺伝子を検出しており、「やはり」と思わせる発表だった。

20 「最悪のケースを想定していなかった。判断が甘かった」という A 社長は、自主回収や公式発表の決断の遅れを指摘されると、「それが結果的に被害を拡大させた。品質重視を経営理念としてきたのに残念、無念だ」と苦渋に満ちた表情。

25 A 社長によると、今回の問題を知らされたのは 29 日になってから。前日から役員らは延々と打合せを開いていた。しかし社長は挨拶まわりなどをしていたといい、同じ札幌にいながら“蚊帳の外”におかれていた格好で、「私が入っていれば、もう少し素早く対応できたかもしれない」と言うのがやっとだった。

30 幹部らは、「毒素が検出されていないので、(食中毒の)原因が特定されたわけではない。」と繰り返しながら汚染箇所について説明した。被害は 23 日以降製造の低脂肪乳で発生、汚染が見つかったのは、調合タンクなどで余った低脂肪乳を予備タンクに戻す仮設のチューブをつなぐバルブ部分だという。同社は製造ラインの 95 箇所、管の内側などをぬぐい取って微生物などの検査を実施、バルブ内の一箇所から菌を検出したと説明した。

「君、それは本当かっ！」<sup>23</sup>

「目で見て分かるもの（乳固形物）がバルブの弁の裏側に残っていました。」

菌が検出された調整乳タンクのバルブに質問が及んだとき、後方に控えていた C 工場長が突然、進み出た。「これくらいの大きさの汚れでした。目視チェックで見えない部分では  
5 ありません。」と報道陣に指で十円玉程度の輪を作って見せた。

現場責任者の“爆弾発言”に、A 社長は「君、それは本当かっ！」と顔を真っ赤にして聞き返す。司会の広報部長も制するように、「それは可能性を言っているのかっ。」と、C 工場長に問いただすなど、緊迫した空気があたりに漂った。

10

「事実です。」C 工場長はきっぱりといった。

役員らが口々に「バルブは手洗いした後、汚れをしっかりとチェックしている。」と力説した直後ただだけに、A 社長は「知らなかった」と絶句。雪印が主張してきた「安全」が崩  
15 れた。事態の收拾を急ごうとするあまり、事故を起こした大阪工場の操業実態すらきちんと把握せずに会見に臨んだ雪印の社内体制のほころびが露呈した瞬間でもあった。

15

調整乳タンクと製造ライン上の別のタンクを結んでいたのは、同社では「基準外」の自動洗浄できないビニールホースの仮設パイプだった。役員は、「洗浄は自動洗浄と(本社で)決  
20 まっているのに、大阪ではこういうことが行われていた」と同工場のルール違反であることを指摘した。

20

「いつごろから使っているのか」「なぜ基準外のことをしていたのか」との質問には、「わかりません」と繰り返すだけだった。同社ではバルブは週 1 回、手作業で洗浄した社員が確認することになっていた。しかし、6 月は 2 回省く“手抜き洗浄”。同社は「毎日使うも  
25 のではないから、洗浄工程を飛ばしたのかもしれない」と釈明した。

25

「黄色ブドウ球菌の由来は分からない。洗浄の確認が甘いといわれれば、ミスといわざるを得ない」と A 社長。さらに、菌が検出されたバルブ付近の微生物検査を普段行っていな  
30 かったことを明らかにし、「後の工程で殺菌するので検査はしない。(菌発生は)考えられないのだが・・・」としどろもどろ。結局、「バルブ洗浄が十分でなかった」と非を認めた。

30

---

<sup>23</sup> 参考文献 [7]、読売新聞 2000 年 7 月 2 日

一方で「(製造工程の汚染が)原因と断定されたわけではなく、今後も究明に努める」と歯切れの悪い一面をのぞかせ、「この商品はもうかっていないので、収支に与えるインパクトはない」と言い切った。

- 5 今回の食中毒被害者への対応に関しては、治療費は全額、補償については個々のケースに応じて支払う方針であることを明らかにした。

### 被害者家族 Z 氏のコメント

7 月上旬の Z 氏の様子を、取材に訪れた北海道新聞の記者は以下のように記している。<sup>24</sup>

10

29 日午後、Z さん宅には 2 日前に訪れた社員から電話が入った。

「お詫びに伺いたい」と言われたが、誠実な人柄だったので、「他（の発症者）を先に回ってください」と告げた。その後、食中毒であることが明らかになり、Z さんは「薬物じゃなくて良かった」と一安心した。

15

「消費者は店頭で並べられた食品の安全性を信じて買うしかない。口に入れるものだからこそ、もっときっちり管理して欲しい。」

二転三転した雪印の発表。次々と明らかになる新事実。Z さんの目には「危機管理のずさんな会社」と映ったが、それ以上に感じるのはトップ・メーカーとしての過信だ。

20

「わが家に来た社員さんは誠実そうな対応だった。でも、雪印が食中毒を出すはずがないと言いたげな雰囲気がありありだった。社長さんの会見を聞いても、罪悪感が感じられない。きっと会社全体に自信というか、過信、おごりがあったのではないか。」

25

ただ Z さんは、雪印だけに罪を被せる雰囲気には疑問も感じた。Z さんは、27 日午後、自宅を偶然訪れた警察官に子供達の症状を伝え、警官は「保健所に連絡する」といって帰った。しかし、保健所の職員が訪れたのは食中毒事件が明らかになってからだった。

「警察から保健所に連絡は行ったらしい。でも、来なかった。もう少し早く対応していれば被害は少なくて済んだのでは」という思いが強く残った。

30

---

<sup>24</sup> 参考文献 [7]

## ■利用許諾■

1、当ライセンスは、教材の著作権を保有する教材作成者及び東京海洋大学及び慶應義塾の同意を受け、慶應義塾が利用許諾を行っております。

5 2、オンライン・オフラインを問わず、無断での改変を禁止します。

3、当教材は営利利用を除き、クリエイティブコモンズライセンス  
(<http://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.0/>)の下で無料で配布されております。

10 3-1、当教材を利用して、「営利企業において同時に3部以上の複製を用いた研修や講義を行われる場合、または非営利団体において有料セミナー等に利用(=以下、営利利用)」される場合は、当該教材を作成するにあたり要した調査費・作業費等の実費として一部につき500円と、一回のご注文につき1000円の事務処理費用のご負担をお願いしております。

3-2、営利利用をご希望される場合は、請求書及び領収書をお送り致しますので、下記必要事項をご記入の上、電子メールにて([case@sfc.keio.ac.jp](mailto:case@sfc.keio.ac.jp))までお送り下さい。

15 3-3、上記規定に関わらず、学校教育法で定めるところの学校法人(学位取得を目的とした専門職大学院を含む)における授業利用はこれを無料とします。

3-4、当教材を利用した研修や講義を録画・録音される際、又は当ライセンスにおいて想定されていないと考えられるその他の方法でのご利用を希望される場合は、電子メールにてご相談下さい。

4、当ライセンスに関する質問・ご意見・疑問点がございましたら、又は当教材の不正な利用を発見された方は、[case@sfc.keio.ac.jp](mailto:case@sfc.keio.ac.jp)までご連絡頂けますようお願い致します。

20 5、当ライセンスに関するより詳しいご説明は、<http://case.sfc.keio.ac.jp/license.html>をご覧ください。

### ■3-1で規定する「営利利用」を希望される際のメールへのご記入事項■

- 25
- 1、団体名・住所・電話番号・メールアドレス
  - 2、担当者名・連絡先メールアドレス
  - 3、必要な教材の名称・利用部数・利用形態の詳細

以上をご記入の上、[case@sfc.keio.ac.jp](mailto:case@sfc.keio.ac.jp)までお送りください。

30 上記のご負担頂く実費・手数料のご請求をお送りさせていただきます。

